

市民公益活動補償保険のご案内

市民公益活動補償保険とは

市内に活動拠点のある5人以上の市民等で構成された団体の日帰りの活動中に、偶然起きた事故でケガなどを負った場合に保険金を支払う制度です。保険料は全額、枚方市が負担しており、無料で加入できます。

補償対象となる活動

◆公益活動（※スポーツ・技能向上・親睦・趣味のための活動は除く）のみ

地域社会活動・ボランティア活動など、自発的に広く地域や社会に貢献する目的を持って日本国内で取り込まれる無償の活動（交通費、材料費などの実費弁償は、無償の範囲に含む）。

対象となるもの

- ①自主、計画的に行う地域社会活動、社会福祉活動、社会奉仕活動で、公益性のある活動
- ②無償で行う活動（実費弁償は除く）
- ③日帰りの活動
- ①～③全ての条件を満たす活動が対象。

※自宅と活動場所との往復経路上の事故も対象です（スタッフに限る）。

■具体例

- ・清掃・環境保全・美観活動
- ・地域防犯・防災・交通安全対策活動
- ・社会福祉施設等における援護活動
- ・高齢者・心身障害者各種援護活動 など

対象とならないもの

- ・レクリエーション活動・各種スポーツ活動
- ・技能向上、親睦、趣味のための活動
- ・団体の構成員のみを対象とする活動
- ・有償で行う活動（実費弁償は除く）
- ・職業として行う活動
- ・営利を目的とする活動
- ・宗教の教義を広め、布教を主たる目的とする活動
- ・政治上の主義・主張を推進し、又は反対することを主たる目的とする活動
- ・地震、洪水などの災害時のボランティア活動
- ・共同保育等、保育を目的とする活動
- ・医師、弁護士、司法書士、税理士などの専門的な資格においてのみ行うことのできる活動
- ・日本国外における活動 など

対象団体

市内に活動拠点のある5人以上の市民等（市内在学・在勤の人も含む）で構成された団体。

※未成年者のみで構成された団体は、傷害補償のみ対象（賠償責任補償対象外）。

保険対象期間

令和4年（2022年）4月1日PM4：00から

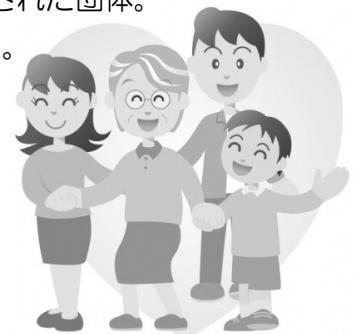
令和5年（2023年）4月1日PM4：00まで

（申し込みが4月1日以降の場合は、受付日から適用されます）

申し込み受付

令和4年（2022年）3月15日（火）から受付。

所定の用紙に必要事項を記入の上、直接又は郵送で市民活動課へ提出してください。



◆提出・お問合せ先

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1-20

枚方市役所 市長公室 市民活動課

TEL 841-1273 / FAX 841-5133

補償内容

賠償責任補償	身体	1人3,000万円、1事故3億円を限度に補償（免責額なし）			
	財物	1事故500万円を限度に補償（免責額なし）			
	受託物	1事故100万円を限度に補償（免責額なし）			
傷害補償	スタッフ	入院	5,000円/日	通院	3,000円/日
		後遺障害	12万円～400万円	死亡	400万円
参加者	参加者	入院	1,500円/日	通院	1,000円/日
		後遺障害	6万円～200万円	死亡	200万円

※賠償責任補償：事故に対し市民団体並びに市民団体の代表者及びスタッフに法律上の責任がある場合に限る。

※スタッフ：団体の活動において、主催者側として準備や運営などに従事する人（市外居住者除く）

※参加者：団体が主催した市民活動に参加する市民・市内在学者・市内在勤者・市外居住者

※後遺障害補償金は、死亡補償金額に、次ページの別表の割合を乗じた額



- ・傷害補償については、スタッフと参加者で、補償内容が異なります。
- ・スタッフの事故として報告があった場合でも、代表者若しくはスタッフとしての活動中であることが確認できない場合は、参加者の活動として取り扱う場合があります。
- ・参加者の往復経路上の事故は対象外です。
- ・自覚症状しかない頸椎捻挫症、いわゆる「むちうち症」または腰痛等で他覚症状のないものは対象外です。
- ・熱中症と考えられるような場合でも、医師の診断が脳疾患等の疾病のものは、対象外です。

活動中にケガをした場合の手続き

事故発生後、速やかに
市民活動課へ事故発生を報告
TEL：841-1273

電話報告可。
報告者は代表者以外の方でも
結構です。



市民活動課から、事故発生状況報告書
等を代表者等に送付

《事故発生状況報告に必要な書類》

- ①事故発生状況報告書
（代表者とケガされた方の記入が必要）
- ②会員名簿等
（ケガされた方が会員又は活動の参加者であることを証明できるもの）
- ③当該団体の活動が原因で起きた事故であることを証明できるもの
（事業計画、事業チラシ等）

事故発生状況報告に必要な書類を
代表者等から市民活動課へ提出

注 事故発生状況報告書等の提出は、**ケガをした月の翌月末までが期限**ですので、**ご注意ください。**

※提出していただいた書類は、市民活動課から保険会社へ送付し、以後は保険会社とケガをされた方との手続きになります。

保険に関するQ&A

Q

サッカーチームですが、年に数回、市の道路の側溝の清掃をしています。これは、「公益活動」として補償対象になりますか？

A. スポーツ・レクリエーション活動などを目的とした団体であっても、公益活動を行う場合は補償対象となります。ただし、普段の練習や試合などは、対象にはなりません。

Q

グループでコーラスをしています。月に1回、老人ホームでコーラスを披露しています。これは「公益活動」として対象になりますか？

A. 対象になります。福祉施設等への援護活動は、「公益活動」として補償の対象になります。ただし普段の練習中に怪我をされた場合は、個人の技能向上として補償の対象になりません。

Q

青少年健全育成の一環として、近隣の子供たちに無償で野球の指導をしています。活動中に指導者もしくは子供たちがケガをした場合は、「公益活動中の事故」として補償されますか？

A. 青少年健全育成活動であっても、スポーツ・レクリエーション活動など、技能向上や親睦等を目的としたものは補償の対象になりません。



別表（後遺障害補償金）

1. 眼の障害

- (1) 両眼が失明したとき【100%】、(2) 1眼が失明したとき【60%】、(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき【5%】
- (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となったとき【5%】

2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき【80%】、(2) 1耳の聴力を全く失ったとき【30%】
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき【5%】

3. 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき【20%】

4. 咀嚼、言語の障害

- (1) 咀嚼く又は言語の機能を全く廃したとき【100%】、(2) 咀嚼く又は言語の機能に著しい障害を残すとき【35%】
- (3) 咀嚼く又は言語の機能に障害を残すとき【15%】、(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき【5%】

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき【15%】、
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmのはん痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残すとき【3%】

6. 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき【40%】、(2) 脊柱に運動障害を残すとき【30%】
- (3) 脊柱に変形を残すとき【15%】

7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害

- (1) 1腕又は1脚を失ったとき【60%】、(2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき【50%】
- (3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき【35%】、(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき【5%】

8. 手指の障害

- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失ったとき【20%】、(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残すとき【15%】
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失ったとき【8%】、(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき【5%】

9. 足指の障害

- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失ったとき【10%】、(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残すとき【8%】
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失ったとき【5%】、(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき【3%】

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき【100%】

（注1）第7項、第8項及び第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

（注2）この表に記載のない後遺障害については、この表の区分に準じ、かつ身体の障害の程度に応じて保険会社が割合を決定します。

保険の種類と手続き

※各団体の代表者においては、会員へ保険内容・手続き等の周知をお願いします。

種類	対象となる事故	保 険 金		保険請求手続きと書類	対象とならない事故やケガ
賠償責任補償	<p>市民団体の代表者が市民活動中に管理監督の不手際や指導、誘導のミス等によってスタッフや参加者又は第三者の生命若しくは身体、財物又は受託物に損害を与え、かつ、法律上の損害賠償責任を負う事故</p> <p>◎事故にあった人が枚方市民でなくても、団体の代表者に法律上の責任がある場合は適用となる</p>	<p>身 体○1人3,000万円まで、1事故3億円まで</p> <p>財 物○1事故500万円まで</p> <p>受託物○1事故100万円まで</p> <p>○免責額なし</p> <p>ただし、法令による賠償その他、これに類する給付を受ける場合は、全部または一部免責とする（普通傷害補償についても同様）</p>		<p>速やかに市に事故報告をする。</p> <p>賠償責任に伴うその後の対応については、市及び保険会社と協議する。</p> <p>≪書類≫</p> <p>事故発生状況報告書、保険請求書、医師の診断書、事故証明書、示談書、医療費明細書、その他必要とする書類</p>	<p>○故意または重大な過失による事故</p> <p>○地震等天災による事故</p> <p>○戦争、暴動等による事故</p> <p>○自動車、航空機、船舶の管理・使用・所有に起因する事故</p> <p>○動物による事故</p> <p>○未成年者のみで構成された団体による事故</p> <p>○その他保険約款に定めのある場合の事故</p>
普通傷害補償	<p>市民団体の代表者やスタッフ又は参加者が市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故（上記の活動に起因する熱中症・食中毒を含む）</p> <p>◎市民、市内在学者、市内在勤者に適用となる</p> <p>◎スタッフとは、「団体の活動において、主催者側として準備や運営などに従事する人」をいう（市外居住者は除く）</p> <p>◎参加者とは、「市民団体が主催した市民活動に参加する市民・市内在学者・市内在勤者・市外居住者」をいう</p> <p>◎スタッフの事故として報告があった場合でも、代表者若しくはスタッフとしての活動中であることが確認できない場合は、参加者の活動として取り扱う場合がある</p> <p>◎保険適用期間は事故日から180日間であり、それ以降の治療については適用しない</p> <p>◎入院・通院保険金は重複する事はなく、通算して180日</p>	<p>死 亡</p> <p>事故のケガがもとで事故日から180日以内に死亡した場合</p> <p>後遺障害</p> <p>事故の日から180日以内にそのケガにより後遺障害が生じた場合</p> <p>入 院</p> <p>事故によるケガのための入院により医師の治療を受けた場合 ※事故日から180日を限度</p> <p>事故の日から180日以内にそのケガの治療を目的として所定の手術を受けた場合</p> <p>通 院</p> <p>事故によるケガのための通院により医師の治療を受けた場合 ※事故日から180日以内で90日を限度</p> <p>日常生活、または業務に従事することに支障のない程度にまで治った時以降の通院は対象とならない</p>	<p>スタッフ 400万円</p> <p>参加者 200万円</p> <p>共通 死亡額に別表の割合を乗じた額</p> <p>スタッフ 日額 5,000円</p> <p>参加者 日額 1,500円</p> <p>共通 手術の種類に応じて入院保険金の10・20・40倍</p> <p>スタッフ 日額 3,000円</p> <p>参加者 日額 1,000円</p>	<p>①事故報告 事故状況等がわかる会員が、電話等ですみやかに市に連絡し②の用紙を受領</p> <p>②事故発生状況報告書 事故発生月の翌月末までに作成し市に提出。会員名簿または参加者名簿、その他必要な書類を添付</p> <p>③保険金請求書と治療申告書 治療完了後、保険金請求書と治療申告書（保険金請求額が10万円を超える場合は診断書）を保険会社に提出</p> <p>◎傷害保険請求書 本人（または親権者）が作成</p> <p>◎診断書 医師にて記入（10万円を超える請求額または、保険会社から提出を求められた場合に必要）</p> <p>◎治療申告書 本人が記入。診察券または領収書の写しを添付</p> <p>④保険金振込み 保険金査定後本人口座に振込みハガキ等で通知</p>	<p>○故意または重大な過失による事故</p> <p>○自殺、犯罪、闘争行為による事故</p> <p>○脳疾患、疾病または心神喪失による事故</p> <p>○無免許運転、酒酔い運転中の事故</p> <p>○地震等天災による事故</p> <p>○その他保険約款に定めのある場合の事故</p> <p>○自覚症状しかない頸椎捻挫症、いわゆる「むちうち症」または腰痛等で他覚症状のないものは対象とならない</p> <p>○熱中症と考えられるような場合でも、医師の診断が脳疾患等の疾病のものは、対象とならない</p>